

## 学校生活について

### 1. 服装などについて

- (1) 入学式、卒業式などの学校行事日や学校の指示する日は、必ず本校所定の制服を着用すること。
- (2) 制服
  - 黒詰襟、左襟に校章をつけること。夏期（6～9月）は白カッターシャツの半袖を上衣とする。5月、10月は原則合服期間とする。
  - 紺色セーラー型、左胸に校章をつけること。下衣はスカートもしくはセーラー用スラックスとする。セーラーテープは紺色とし、セーラーカラーに3本とする。リボンは紺色で、大きい蝶結びとする。
- (3) 質素、端正、清潔を旨とし、露出の多い服装など華美な服装は禁止する。安全面を考慮し、サンダルやスリッパなどでの登校は禁止する。
- (4) 頭髪は清潔を心がけ、毛染めやパーマは禁止する。
- (5) 多額の現金や貴重品等を学校に持って来ないようにし、持ち物は各自の責任でロッカーに鍵をかけた管理すること。校内での紛失、拾得などの際には、生活指導部に届け出ること。
- (6) スマートフォン（携帯電話）の授業中の使用は禁止です。休み時間などの使用も必要最低限にとどめること。SNSによるトラブルには注意が必要です。

### 2. 校内生活と通学に関する規定

- (1) 始業時間午前8時35分
- (2) 欠席もしくは遅刻する場合には、必ず朝に保護者が学校へ連絡をすること。
- (3) 登校後授業終了までは校外への外出は禁止する。やむを得ない事情などがある場合は担任に申し出ること。
- (4) 通学は電車、徒歩、自転車での登校のみとする（フルアシスト自転車など自走の必要がないものは不可）。
- (5) 自転車通学は許可制とする。許可された生徒はステッカーを自転車の所定の場所に貼ること。
- (6) 自家用車での送迎は禁止とする。ケガなどのやむを得ない場合は担任に申し出ること。
- (7) 登下校時は交通ルール・マナーを守り、安全運転を心がけること。万一事故にあった場合には、警察と学校にすみやかに連絡すること。

### 3. 校外での活動に関する規定

- (1) 修学旅行、遠足等の学校行事や、部活動の練習試合、合宿については担任、顧問より指示のあった服装で参加すること。
- (2) アルバイトは原則禁止とする。特別にアルバイトをする必要のある場合、担任に相談すること。

### 4. 部活動

- (1) 入部する際は「入部願」を提出すること。
- (2) 部活動練習時間  
顧問付き添いのもと、午後6時30分まで活動することが出来る。ただし午後7時までには下校すること。

### 5. 諸届

届け出を要する事項は下記の通りである。

- ①休学 ②復学 ③転学 ④退学 ⑤留学 ⑥住所変更 ⑦氏名等変更 ⑧学生証再交付

附記

忌引は下記の通りとする。

- 父母 6日以内 祖父母、兄弟 3日以内  
その他近親 1日

令和6年3月改定